

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

制定 平成23年4月1日

改正 令和7年3月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人車両競技公益資金記念財団（以下「本財団」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれた者をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前第1号及び第2号の者をいう。
- (4) 業務執行役員とは、理事のうち理事長及び定款第26条第3項の規定に基づき置かれた業務執行理事をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、業務執行役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料及び会費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする

第2章 報酬等

(報酬等の支給対象)

第3条 本財団は、役員等の職務の執行対価として報酬を支給することができる。

(役員の報酬額の決定)

第4条 業務執行役員には、各々の業務執行役員ごとに報酬（以下「業務執行役員報酬」という。）の年額（以下「業務執行役員年俸額」という。）を評議員会で決定する。

- 2 評議員会が報酬を支出する必要があると認めた業務執行役員以外の役員等（以下「非常勤役員等」という。）が行う職務に対する報酬額は、評議員会で決定する。ただし、職務に対する報酬の金額は、1日当たり5万円を超えないものとする。

（役員等報酬の支給）

第5条 業務執行役員報酬は、業務執行役員年俸額を12分割した額を毎月20日に所得税その他法令で定められた額を控除して支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、毎月10日を締め日として20日に所得税その他法令で定められた額を控除して支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日に支給する。

（費用）

第6条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 業務執行役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。なお、その通勤手当の支給に当たっては、勤務実態を考慮し、職員給与規程を参考とした計算方法による。

第3章 公表等

（公表）

第7条 本財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補足）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

（平成23年5月18日評議員会追認）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

改正後の本規定は、令和7年3月17日に開催された令和6年度第2回臨時評議員会終結をもって施行する。